平成２１年（フ）第１８４６０号
埼玉県川口市大字安行慈林662―７
債務者　本田　　実
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４６２号
千葉県習志野市津田沼７丁目15―11―202
債務者　石関　正樹
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４７０号
東京都足立区佐野１丁目24―４　岩橋方
債務者　石原　　満
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４８６号
東京都練馬区中村北１丁目21―11―403
債務者　松村美智子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４９３号
東京都葛飾区西亀有１丁目24―10―209
債務者　伊藤　千穂
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４９６号
東京都大田区池上３丁目25―６　ハイタウン池上ＮＯ３―201
債務者　高橋まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４９８号
東京都大田区大森東１丁目32―５―902
債務者　小川　　登
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５００号
京都府京都市中京区壬生森前町29―88―202、住民票上の住所京都府京都市上京区今出川通七本松西入真盛町712
債務者　伊藤　憲司
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５０１号
兵庫県姫路市飾磨区山崎224―５―101
債務者　小岩　敏彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９８号
静岡市葵区安倍口団地６番14―486号
債務者　平田　英雄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３４６号
京都市右京区太秦一町芝町８番地４
債務者　金子　真也
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後３時50分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
静岡市葵区川合２丁目20番７号　大町ハイツＢ―102号
債務者　白**柳**　芳弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２５号
静岡県焼津市焼津859番地の１、旧住所静岡県焼津市北浜通67番地
債務者　増田　達矢
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３０号
静岡市清水区江尻東３丁目５番32号
債務者　古川　佳子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１９号
静岡県藤枝市旭が丘19番７号、旧住所静岡市駿河区下川原４丁目23番11号　日の出アパート１Ｆ東側
債務者　遠藤　智裕
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部